

香川高等専門学校キャリアサポートセンター委員会規程

平成23年5月26日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、香川高等専門学校内部組織規則第18条第2項及び香川高等専門学校キャリアサポートセンター規程第12条第2項の規定に基づき、香川高等専門学校キャリアサポートセンター委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、香川高等専門学校キャリアサポートセンター（以下「センター」という。）に関する次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 センターの業務に関すること。
- 二 就職及び進学に係る情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 三 校外実習の参加の促進及び支援に関すること。
- 四 その他センターの管理運営に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 各キャンパスセンター副センター長
- 四 学務課長及び学生課長
- 五 その他校長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(報告)

第5条 委員長は、必要に応じ委員会の審議結果を企画運営会議に報告するものとする。

(センター小委員会)

第6条 各キャンパスにセンター小委員会を置く。

- 2 センター小委員会は、各キャンパスにおける業務の実施について審議する。
- 3 センター小委員会は、各キャンパスの次の各号に掲げる委員をもつて組織する。
 - 一 各キャンパスセンター長
 - 二 各キャンパスセンター副センター長
 - 三 5年学級担任
 - 四 教務主事
 - 五 学務課長又は学生課長
 - 六 その他各キャンパスのセンター長が必要と認めた者
- 4 センター小委員会に委員長を置き、各キャンパスのセンター長をもつて充てる。
- 5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 6 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- 7 センター小委員会は、必要に応じ審議内容を委員会に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

- 2 センター小委員会の委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会及びセンター小委員会の事務は、学務課又は学生課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

- 2 この規程に定めるもののほか、センター小委員会の運営に関し必要な事項は、センター小委員会の委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成23年5月26日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
- 2 次の各号に掲げる規程は、廃止する。
 - 一 香川高等専門学校キャリアサポートセンター委員会規程（平成21年10月1日制定）
 - 二 香川高等専門学校進路指導委員会規程（平成21年10月1日制定）

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。